

## 青森県木造建築物耐震診断判定委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この委員会は、木造建築物の耐震診断又は耐震改修を実施する者の依頼により、耐震診断又は耐震改修の方法及び内容等について審査及び判定を実施することを目的とする。

### (名称)

第2条 この委員会は、一般社団法人青森県建築士事務所協会（以下、「事務所協会」という。）に設置し、その名称を青森県木造建築物耐震診断判定委員会（以下、「木造判定委員会」という。）と称する。

### (審査判定内容)

第3条 木造判定委員会は、耐震診断及び耐震改修の内容に関する基本的な考え方の統一化を図るため、次の事項について審査及び判定を行う。

- (1) 解析時の部材のモデル化等を含め診断方法の適否
- (2) 診断結果の評価の適否
- (3) 総合的な見地からみた考察の適否
- (4) 耐震改修計画の適否
- (5) その他耐震診断及び耐震改修に関し必要と認める事項

### (木造判定委員会の構成)

第4条 木造判定委員会は、事務所協会会長（以下、「会長」という。）が委嘱する次に掲げる委員で構成するものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他会長が認める者

2 木造判定委員会の委員は、3名以上とする。

### (木造判定委員会の成立)

第5条 木造判定委員会は、前条第2項の委員の半数以上の出席を得なければ開催することはできない。

### (委員長及び副委員長)

第6条 木造判定委員会には、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、木造判定委員会において選出する。

### (委員長及び副委員長の職務)

第7条 委員長は、木造判定委員会の議長として会を主宰する。

2 委員長は、木造判定委員会を必要に応じて招集する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の交代又は増員による場合の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(木造ワーキング委員会)

第9条 会長は、木造判定委員会の審査及び判定を効率的に進めるため、木造判定委員会の中に木造ワーキング委員会を設置する。その構成は、次に掲げるワーキング委員とし、その委嘱は会長が行う。

(1) 一級建築士の資格を持ち、かつ、木造建築物の構造の専門的知識を有する者

(2) その他会長が認める者

2 木造ワーキング委員会については、第6条から第8条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「木造判定委員会」とあるのは、それぞれ「木造ワーキング委員会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第10条 木造判定委員会の庶務は、事務所協会の事務局において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるほか、木造判定委員会の運営等に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月29日から施行する。

平成25年4月1日 一般社団法人へ名称変更

## 青森県木造建築物耐震診断判定委員会運営要領

### (趣旨)

第1 この要領は、青森県木造建築物耐震診断判定委員会設置要綱（以下、「要綱」という。）第11条の規定に基づき、青森県木造建築物耐震診断判定委員会（以下、「木造判定委員会」という。）の運営等に関する必要な事項を定め、審査及び判定作業の迅速化、統一的判定内容の保持等を図るため、その取り扱いを定めるものとする。

### (業務範囲)

第2 木造判定委員会の業務範囲は、次の各号の一に該当するものについて適用する。

- (1) 木造建築物の耐震診断の方法及び内容等の審査及び判定
- (2) 木造建築物の耐震改修計画に伴う耐震性能の審査及び判定
- (3) その他一般社団法人青森県建築士事務所協会会長（以下、「会長」という。）が必要と認めるもの

### (審査及び判定方法)

第3 特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針（平成7年12月25日建設省告示第2089号）等に基づいて行うものとする。

- 2 審査及び判定の内容は、要綱第3条に定めるところによる。
- 3 審査及び判定の正確性を期するため、耐震診断チェックリストを別に定めるものとする。

### (木造判定委員会の開催)

第4 判定委員会の開催は、必要に応じて、会長が委員長に開催を要請し、委員長はこれを招集するものとする。

### (木造判定委員会の同意の方法)

第5 判定委員会の同意は、次の方法により行うものとする。

- (1) 耐震診断又は耐震改修の審査及び判定の依頼があった場合、会長は第2に該当するか否かを判断し、適合すると認めるときは、判定委員会に諮問し意見を求めるものとする。
- (2) 委員長は、会長から諮問があったときは各委員を招集し、第3の審査及び判定方針に基づき検討及び調整を行い、判定委員会の意見として会長に答申するものとする。

### (議事録)

第6 検討及び調整段階の審査意見は議事録として作成し、これを保管するものとする。

### 附 則

この運営要領は、平成24年5月29日から施行する。

平成25年4月1日 一般社団法人へ名称変更